

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場実施設計等業務
候補者選定 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

鹿島市

目 次

- 1 背景と目的**
- 2 業務概要**
 - (1) 業務名
 - (2) 発注者
 - (3) 業務内容
 - (4) 履行期間
 - (5) 履行場所
 - (6) 提案上限額
- 3 参加資格**
 - (1) 参加資格要件
 - (2) 複数提案参加の禁止
 - (3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止
- 4 プロポーザルの日程**
- 5 事務局**
- 6 受託候補者選定の実施方針及び選定方法等**
 - (1) 実施方針
 - (2) 参加資格の確認及び選定方法
 - (3) 選定結果等の通知及び公表等
- 7 提出資料・参加方法**
 - (1) プロポーザル参加表明書等の提出
 - (2) 技術提案書等の提出
 - (3) 第一次選定（技術提案書等の書類審査）
 - (4) 第二次選定（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）
 - (5) 質疑の提出手続等
 - (6) 辞退について
- 8 評価基準等**
 - (1) 技術者の評価項目
 - (2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目
 - (3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目
 - (4) 業務コストの妥当性
 - (5) 特定しない条件
 - (6) 評価値が同点の場合の特定者決定方法
- 9 失格事項**
- 10 契約について**
 - (1) 契約手続き
 - (2) 見積書の提出等
 - (3) 契約を締結しない場合
- 11 その他の留意事項**
- 12 関連図書等**

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場実施設計等業務候補者選定公募型プロポーザル実施要領

1 背景と目的

(背景)

肥前鹿島駅は、特急及び普通列車が停車する鹿島市の主要駅であるが、令和4年以降は、九州新幹線西九州ルート開業に伴い、特急列車の大幅減便となり、乗降客数や利用形態も変化している。

このような状況の中、鹿島市の顔・公共交通の玄関口としてどうあるべきか定めていくため鹿島市と佐賀県の共同で肥前鹿島駅周辺整備のプロジェクトを進めている。

これまでに、市民や駅利用者らと多くの意見交換などを行い、現状の課題や課題への対応策、これから駅及び駅周辺に求める機能を検討してきた。令和4年度からは佐賀県が中心となり、肥前鹿島駅周辺整備に係る駅周辺エリア空間デザインプロデュース業務（以下、「エリアプロデュース業務」と称す。）にてこの地域を訪れる人の視点（国内外から見た広域的な視点）を加え、肥前鹿島駅周辺の整備の検討を進めてきた。

その中において、県南西部地域の交通・観光の拠点である、肥前鹿島駅及びその周辺については、単なる駅前開発ではなく、鹿島・太良地域の本物の価値を味わうことができるエリアにプロデュースし、地域のゲートウェイとしてこれらの両地域を牽引する核となるエリアとしていくものとして位置づけた。また、国土交通省では「居心地が良く、歩きたくなる」まちなかへの取組みを推進しており、鹿島市はこのまちづくりの方向性に賛同する自治体「ウォーカブル推進都市」となっている。駅周辺においても「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出、エリア価値の向上へ向けて、令和7年度から取り組んでいる。

(目的)

鹿島・太良地域エリア全体で地域資源、本物の価値を味わい楽しむことのできる「スローツーリズム」を推進する中において、肥前鹿島駅周辺はそのゲートウェイとなり、両地域を牽引する核となることを目指す。また、地域内においては誰もが自由に利用できる拠点として、地域主体で様々に活動する拠点として、将来にわたり地域に愛される場となることを目標としている。加えて、駅前広場と中心市街地を歩きたくなる（連続性を持つ）エリアにするための回遊誘導サイン等も検討していく。

本業務は、これまでに実施されたデザインプロデュース業務や駅前広場等基本設計の成果等をもとに、前述の目標を鑑み、駅前広場や中心市街地ポケットパーク等の実施設計を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

肥前鹿島駅周辺整備 駅前広場実施設計等業務委託

(2) 発注者

鹿島市

(3) 業務内容

別紙「肥前鹿島駅周辺整備駅前広場実施設計等業務委託仕様書」参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

(5) 履行場所

肥前鹿島駅周辺

(6) 提案上限額

44,418,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。この上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。契約金額は、優先交渉権者との協議により決定する。

なお、上記に提示した提案上限額の算定には令和7年度の設計業務等技術者単価を採用しているため、契約協議時は令和8年度の設計業務等技術者単価により再算定するものとする。（昨今の単価上昇の状況を鑑み、提案上限額を超過した契約額となることを想定する。）

3 参加資格

(1) 参加資格要件

鹿島市公告第1号「4. 参加資格」のとおりとする。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

(3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4 プロポーザルの日程

鹿島市公告第1号「3. プロポーザルの日程等」のとおりとする。

5 事務局

鹿島市 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL0954-63-3414 FAX0954-63-2313 Eメールtoshi@city.saga-kashima.lg.jp

6 受託候補者選定の実施方針及び選定方法等

(1) 実施方針

受託候補者の選定にあたり、肥前鹿島駅周辺整備駅前広場実施設計等業務受託候補者選定委員会（以下、選定委員会）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 参加資格の確認及び選定方法

選定委員会の審査は非公開とする。また、選定は下記の手順で行うこととする。

①参加資格の確認

第一次選定に先立ち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

②第一次選定

提出書類（技術提案書を含む）について選定委員会が「8 評価基準等」に基づき審査を行い、参加表明書等の提出者（以下「参加者」という。）の中からヒアリング要請者を5者程度選定する。なお、応募者が5者以下の場合は、第一次選定は実施しない。

③第二次選定（公開プレゼンテーション、ヒアリング）

ヒアリング要請者による技術提案書等についてのプレゼンテーションに対し、選定委員会がヒアリングを実施し、最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を1者ずつ特定する。

(3) 選定結果等の通知及び公表等

第一次選定結果は、全ての参加者に文書で通知する。第二次選定の結果は、全てのヒアリング要請者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者について鹿島市ホームページで公表する。また、参加者は自らの選定結果について、通知日から起算して5日以内（土・日・祝日を除き午前9時～午後5時まで）に書面により事務局に説明を求めることができる。

7 参加方法・提出資料

(1) プロポーザル参加表明書等の提出

①提出期限：令和8年3月3日（火）

持参、配達便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

③提出方法：郵送、配達（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「参加表明書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表《表1. 参加表明時の提出書類一覧》のとおり

《表1. 参加表明時の提出書類一覧》

書類名称	様式	サイズ、	部数
1. 参加表明書	様式 1	A4	1 部
2. 共同企業体結成届 ※1	様式 2	A4	1 部
3. 会社概要調書	様式 3	A4	1 部
4. 参加資格確認書	様式 4	A4	1 部
5. 管理技術者の資格・実績確認書	様式 5-1	A4	1 部
6. 管理技術者の保有資格証明書	--	--	1 部
7. 照査技術者の保有資格証明書	--	--	1 部
8. 一級建築士の資格証明書	--	--	1 部
9. 納税証明書（参加者の所在地において納税すべき全ての国税、県税、市町村税において未納がない証明ができるもの）※2	--	--	1 部
10. 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（交付日から3ヶ月以内のもの）※2	--	--	1 部
11. 参加申込時の提出書類チェックリスト	様式 10	A4	1 部
12. 上記1～11のPDFデータを格納したCD-ROM	--	--	1 枚

※1 共同企業体結成届は必要に応じ提出するものとする。

※2 上記9～10は、鹿島市の指名登録名簿に登録されている者については、提出を省略できる。但し、登録されている旨を任意書式で提出すること。

⑤注意事項

- ・参加者は、提出書類に必要事項を記入し記名押印の上、全ての添付書類を添えて指定された部数を提出すること。なお、要件を満たさない場合は、一切受け付けないので留意すること。
- ・提出書類の記載方法等は、別途公表する「様式集」を参照すること。

⑥確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和8年3月6日（金）に文書で通知する。

(2) 技術提案書等の提出

①提出期限：令和8年3月24日（火）

持参、配達便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

③提出方法：郵送、配達（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「技術提案書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表《表2. 技術提案書等の提出書類一覧》のとおり

《表2. 技術提案書等の提出書類一覧》

書類名称	様式	サイズ	部数
1. 技術提案書提出書	様式 7	A4	1 部
2. 技術提案書	--	A3*3枚 以内	10 部
3. 管理技術者の業務実績の確認書類 ※1	--	--	1 部
4. 担当技術者（土木）の資格・実績確認書	様式 5-2	A4	1 部
5. 担当技術者（造園）の資格・実績確認書	様式 5-3	A4	1 部
6. 担当技術者（建築）の資格・実績確認書	様式 5-4	A4	1 部
7. 担当技術者（利活用）の実績確認書	様式 5-5	A4	1 部
8. 各担当技術者の保有資格証明書	--	--	1 部
9. 担当技術者の業務実績の確認書類 ※1	--	A4	1 部
10. 同種業務、類似業務の実績説明書 ※2	様式 6	A4	10 部
11. 価格提案書 ※3	様式 8	A4	1 部
12. ヒアリング出席者報告書	様式 9	A4	1 部
13. 技術提案書等の提出書類チェックリスト	様式 11	A4	1 部
14. 上記 1～13 の PDF データを格納した CD-ROM	--	--	1 枚

※1 上記 3.9 については、発注者の証明書の写し、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。用紙が A4 より大きい場合は A4 折とする。

※2 同種業務、類似業務の実績説明書では、様式 6 に示す優先記載事項について記載されたい。

※3 価格提案書の「内訳書」は任意書式で添付すること。なお、価格提案書の金額で提案内容が実施できるものとみなす。

⑤技術提案書の作成方法

＜提案内容＞

技術提案書には、以下1～3の内容を記載すること。

1. 業務の実施方針

業務の取組体制、設計チームの特徴、重視する検討事項、その他業務実施上の配慮事項について記載する。

2. 業務フロー及び工程計画

- ・業務ごとのフロー及びそれぞれの結びつきを表現すること。
- ・佐賀県による肥前鹿島エリア空間デザインプロデュース業務/駅舎設計/道路設計との関係性をどう考えるか。
- ・駅前広場実施設計等策定までの全工程をどのように考えるか。

3. 評価テーマ

(1)駅前広場実施設計の精度向上のための現地検証方法

・基本設計段階で設定した広場利用者のアクティビティについて、実験や観察を通じて、その結果等を実施設計に反映することを想定している。提案者の想定する実証実験の内容及び実施設計に反映する方法が、妥当又は有効であるか。

(2)駅前広場から中心市街地への誘導方法

・サイン計画の考え方が、まちの回遊・周遊につながるものか。

・ポケットパークの位置づけや設え（考え方）が、まちの回遊・周遊につながるものか。

(3)駅前広場の景観

・歩行者が自然と広場内の通行を促されるような、また美観が保たれるようなランドスケープ（舗装、起伏等形状、植栽、その他施設）をどのように考えるか。

・駅と中心市街地をつなぐ広場として、連続性をどのように考えるか。

(4)工事想定額に基づく設計提案の妥当性と実現可能性

・工事想定額の枠内に収めるための検討プロセス、設計の考え方。

＜作成方法・注意事項＞

- ・技術提案書の様式は、任意とする。
- ・上記1～3の内容をA3横書き片面3枚以内に記載すること。
- ・文字サイズは10ポイント以上とする。図表内の文字サイズは必ずしもこの限りではないが、読み取れる大きさとすること。
- ・提案者の社名、ロゴ等、提案者を特定できる記載は行わないこと。
- ・技術提案書への記載内容において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは控えること。

⑥受領確認通知

技術提案書類の受領確認は、持参の場合は受領時に技術提案書受領書を交付する。郵送、配送の場合は、事務局からメールにて技術提案書類受領書を送信する。

（3）第一次選定（技術提案書等の書類審査）

参加表明時提出書類及び技術提案書等提出書類をもとに、選定委員会にて第一次審査を実施し、ヒアリング要請者を5者程度選定する。審査結果については、参加者に、令和8年4月1日（水）（予定）に文書で通知する。なお、応募者が5者に満たない場合は、第一次選定は実施しない。

（4）第二次選定（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）

ヒアリング要請者（第一次選定通過者）に対し、以下の要領で第二次選定を実施する。

- ①期日：ヒアリング要請者（第一次選定通過者）に別途通知
- ②集合時間：ヒアリング要請者に別途通知
- ③場所：鹿島新世紀センター 2階 会議室（予定）
- ④提出資料：技術提案書提出書に基づいたプレゼンデータを保管したCD-ROM×1枚
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリング時の注意事項
 - ・本プロポーザルは市民の関心が高い事業であり、選定の透明性を確保する観点から、プレゼンテーション・ヒアリングは公開で実施する。
 - ・ヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とする。ただし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。
 - ・所要時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング30分間程度とする。
 - ・ヒアリング要請者は、自己の出席時間以外に入室することはできない。
 - ・ヒアリングには、管理技術者が必ず出席することとし、加えて担当技術者の

中から4人以内（合計5人以内）が出席できることとする。

- ・プレゼンテーションのメインスピーカーは、管理技術者とする。
- ・プレゼン内容は、技術提案書の説明を基本とする。
- ・質疑者は、選定委員のみとする。
- ・プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。
- ・プロジェクターを使用して説明する際のパソコン及び映像用接続ケーブルは、ヒアリング要請者が各自で用意するものとする。スクリーン（90inch程度）は、事務局で用意したものを使用すること。プロジェクター及び電源延長ケーブルドラムは、事務局でも用意するが、持参しても構わない。事務局で用意するプロジェクターは、EPSON LCD PROJECTOR EB-W10とする。
- ・ヒアリング要請者は、審査時の説明（プレゼンテーション資料含む）に際して、社名を伏せることとする。

（5）質疑の提出手続等

＜参加表明書等提出書類に関する質疑＞

- ①提出期限：令和8年2月12日（木）～令和8年2月19日（木）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出すること。
- ④回答期限：令和8年2月24日（木）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、鹿島市ホームページで公表する。

＜第一次選定及び第一次選定書類に関する質疑＞

- ①提出期限：令和8年3月3日（火）～令和8年3月10日（火）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出すること。
- ④回答期限：令和8年3月13日（金）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者に文書で通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

＜第二次選定に関する質疑＞

- ①提出期限：令和8年4月1日（水）～令和8年4月2日（木）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出すること。
- ④回答期限：令和8年4月6日（月）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者に文書で通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

（6）辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式13）により届け出ること。

8 評価基準等

(1) 技術者の評価項目

評価項目	評価の着目点	評価のウェート			
		管理技術者	担当技術者		
			土木	造園 建築	
管理技術者及び担当技術者の評価	資格	<p>●管理技術者</p> <p>① ・技術士建設部門（都市及び地方計画） ・技術士総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画） ・登録ランドスケープアーキテクト ・一級建築士</p> <p>② ・上記に該当しない</p> <p>●担当技術者（土木・造園）</p> <p>① 優位に評価する資格 その1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士建設部門（都市及び地方計画） ・技術士総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画） ・登録ランドスケープアーキテクト <p>② 優位に評価する資格 その2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士建設部門（道路） ・技術士総合技術監理部門（建設－道路） ・RCCM（道路） <p>③ 関連のあると認められるもの</p> <p>土木学会認定技術者、認定都市プランナー、博士（工学）など</p> <p>●担当技術者（建築）</p> <p>① ・一級建築士</p>	<p>① 一 ② 特定 しない</p>	<p>1 1 1</p>	—
	実務経験等	平成28年度以降公告日までに完了した、以下に記載する同種又は類似業務等の実績を、実績説明書により評価する。 【管理技術者】 土木分野、建築分野等の総合的な設計業務を取り纏め役として行った実績を重視する。設計業務実績は次に重視する。	5	3 3 3	3

	<p>(同種) 駅前広場の設計業務 (類似) 公共空間の設計業務</p> <p>【土木技術者】 駅関連施設を設計した実績を重視する。 (同種) 駅前広場の設計 (類似) 街路、ポケットパーク、駐車場の設計</p> <p>【造園技術者】 緑地（ランドスケープ）形成を行った実績、地域特性に配慮した樹木選定実績、維持管理合意形成実績を重視する。 (同種) 駅前広場や公園の緑地形成、樹木選定含めた設計 (類似) 街路設計</p> <p>【建築技術者】 駅関連施設を設計した実績を重視する。 (同種) 駅関連施設設計実績で駐輪場が含まれるもの (類似) 駅関連施設設計実績で駐輪場が含まれないもの</p> <p>【利活用技術者】 社会実験の実績、サイン計画の実績を重視する。 (同種) まちなかの回遊に関する社会実験、サイン計画 駅前広場利用促進に関する社会実験、サイン計画 (類似) 公共空間回遊や利用促進の社会実験、サイン計画</p>			
地域精度	平成28年度以降公告日までに完了した鹿島市又は周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 鹿島市における業務実績あり。 ② 佐賀県内における業務実績あり。 ③ 九州内における業務実績あり。	1	1 1 1	1

手 持 ち 業 務	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。</p> <p>② 全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。</p> <p>③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上または、手持ち業務の件数が10件以上</p> <p>手持ち業務とは、公告日現在において、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の契約済み及び特定後未契約の業務。</p> <p>特定後未契約の業務については、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載する。</p> <p>複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は総契約金額に出資比率を乗じた金額を記載する。</p>	1 (③の 場合は 特定し ない)	1 1 1 (③の 場合は 特定し ない)	1 1 1 (③の 場合は 特定し ない)
			分野ごとの配点計	
			7	土木6 造園6 建築6
(1) 配点			30	

(2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目

評価 項目	評価の着眼点		評価のウェート	
	判断基準		書面	ヒアリング
技術提案書の評価 実施方針・業務フロー・工程計画	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。		5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られて、優れている場合に優位に評価する。		5
	業務体制	業務目的を達成するための合理性が高い業務体制である場合に優位に評価する。		5
(2) 配点			15	

(3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目

評価項目	評価の着眼点		評価のウェート	
		判断基準	書面	ヒアリング
技術提案書の評価 評価テーマに関する技術提案	駅前広場実施設計の精度向上のための現地検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の内容を深く理解しているか ・実施設計に結果を反映するための実証実験の内容が適切か ・将来の拡張性や柔軟性、経済性が考慮されているか 	15	
	駅前広場から中心市街地への誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画の考え方方が、まちの回遊・周遊につながるか。 ・ポケットパーク利用の考え方方が、まちの回遊・周遊につながるか。 	15	
	駅前広場の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・広場内を歩きたくなる手法が表現されているか。又は考え方方が示されているか。 ・駅と中心市街地をつなぶ場所として、連続性が考慮されているか。 	10	
	工事費を想定した設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費想定額程度に収めるための検討プロセスが明確であるか。 	10	
(3) 配点			50	

(4) 業務コストの評価

評価項目	評価の着眼点		評価のウェート	
		判断基準	書面	ヒアリング
参考見積	業務コストの経済性、妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の合計価格をもとに、下記の式により算出する。 $\text{価格評価点} = 5 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$ <p>※小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までの値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。 	5	
(4) 配点		5		

(1) + (2) + (3) + (4) 配点合計	100
----------------------------	-----

（5）特定しない条件

技術提案の評価にあたっては、上記評価項目（1）～（4）表内に示す「特定しない」の要件以外に、下記のいずれかに該当する場合は特定しない。

- ・評価項目（2）「実施方針・業務フロー・工程計画」に対する選定委員全員の評価合計が5割未満の場合
- ・評価項目（3）「評価テーマに関する技術提案」に対する選定委員全員の評価合計が5割未満の場合

（6）評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数となった場合、下記の1)～5)の順で1者を特定するものとする。ただし、2)以下はその上記項目が同点の場合適用する。

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・業務フロー・工程計画その他の得点が高いもの
- 3) 配置予定管理技術者等の専門技術力（資格、実績等の平均点）が高いもの
- 4) 配置予定管理技術者等の手持ち業務量の評価が高いもの
- 5) 参考見積額が少ないもの

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案をした場合
- ・選定委員会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・その他、選定委員会が不適当と認めた場合

10 契約について

（1）契約手続き

特定した最優秀者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。但し、特定した最優秀者（優先交渉権者）が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

（2）見積書の提出等

- ・鹿島市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたう

えで価格提案書を基に見積もり徴収を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積もり徴収を行う。

- ・見積金額の内訳書は、契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

(3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。

- ・鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、及び同措置基準に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けた場合又措置事由に該当した場合。
- ・鹿島市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
- ・会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合。
- ・営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消された場合。
- ・提出書類等に虚偽があった場合。

1.1 その他の留意事項

- ・参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかつた場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ・今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・本事業の実施は、鹿島市令和8年度予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合には実施しないものとする。
- ・全ての提出書類は返却しない。
- ・技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ・使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・本プロポーザルに係る全ての提出書類は、鹿島市情報公開条例を準用し、取り扱うこととする。
- ・提出期限後の提出書類の内容の変更、差し替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- ・具体的な業務作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上で、契約締結後に開始する。

- ・第一次選定提出書類(参加表明書等)の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式13)を提出すること。なお、ヒアリングを辞退する場合も、辞退届(様式13)を提出すること。

1.2 関連図書等

- ・JR肥前鹿島駅周辺整備全体構想
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/24052.html>
- ・JR肥前鹿島駅周辺整備基本計画
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/26305.html>
- ・令和5年度 デザインプロデュース業務（第1期）／佐賀県
https://www.city.saga-kashima.lg.jp/site_files/file/toshikeikaku/1_エリ_アビジョン_231214-cleaned.pdf

(注) 肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計の成果物については、現時点で公表していないため、問合せに応じ隨時提示するものとする。

(toshi@city.saga-kashima.lg.jp 宛に「広場基本設計資料請求」の内容をメール頂ければ、広場基本設計成果物資料を返送いたします。)

以上